



厚生労働省福島労働局 発表

令和 2 年 7 月 3 1 日

担
当

福島労働局雇用環境・均等室
室 長 富塚 リエ
雇用環境改善・均等推進監理官 穴戸 敦
労働紛争調整官 加藤 政和
電話 024 (536) 4609

「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表します

～「いじめ・嫌がらせ」に関する民事上の個別労働紛争の相談件数が過去最高～

福島労働局（局長 岩瀬信也）は、このたび、令和元年度の「個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談」、都道府県労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。

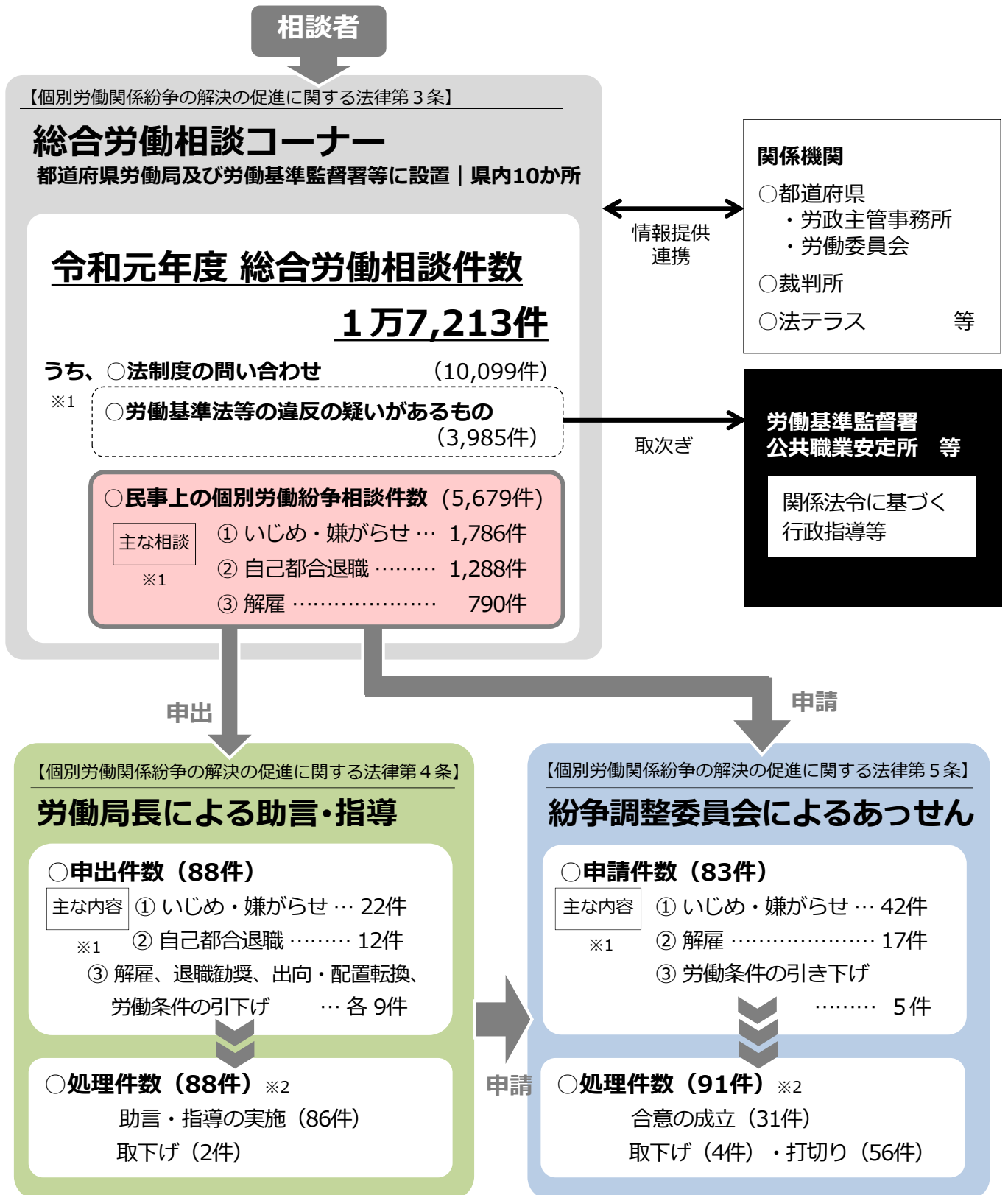
「令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況」のポイント

→詳細は別添 1 へ

総合労働相談件数は1万7,213件で、7年連続で1万5,000件を超え、高止まり。
相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」が1,786件(対前年度比+8.8%)で最多。

1. 総合労働相談件数	17,213 件	(前年度比 +3.1%)
→うち、民事上の個別労働紛争相談件数	5,679 件	(同 +0.4%)
2. 助言・指導申出件数	88 件	(同 -9.3%)
3. あっせん申請件数	83 件	(同 +16.9%)

個別労働紛争解決制度の枠組み

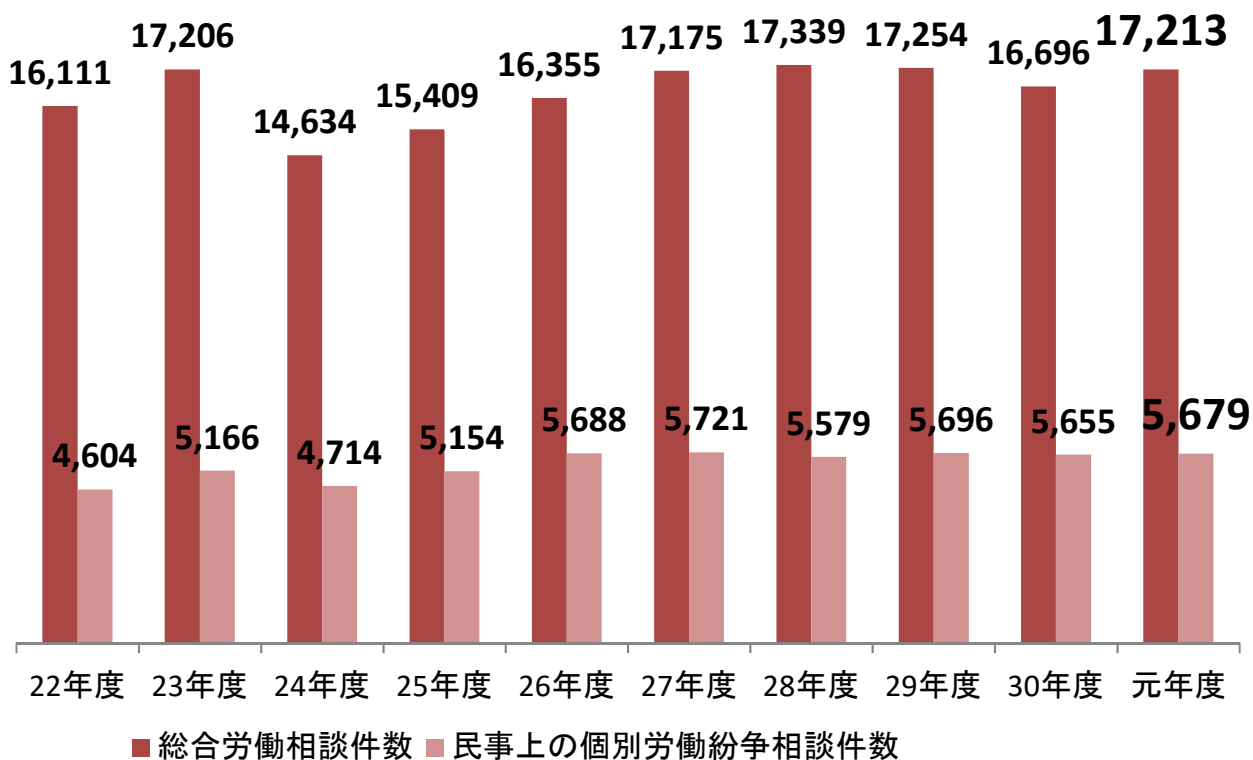


※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。
 ※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

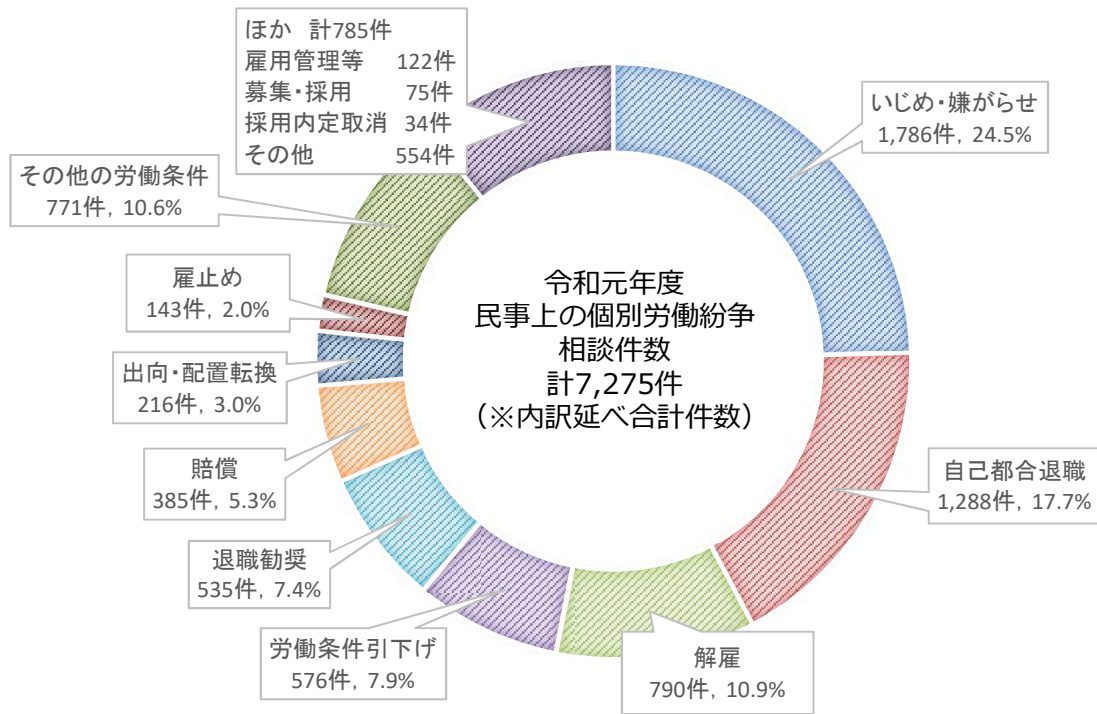
令和元年度 個別労働紛争解決制度の運用状況

1 総合労働相談

(1) 相談件数の推移

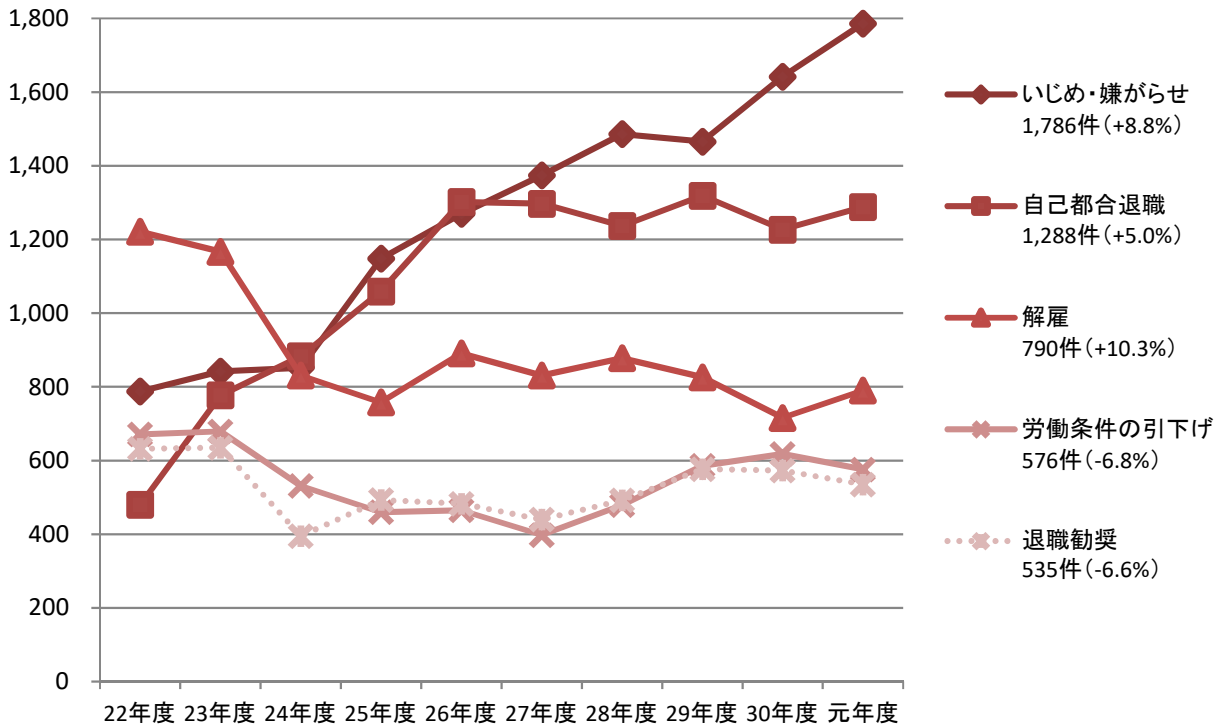


(2) 民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

(3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移（10年間）



※ ()内は対前年度比。

【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

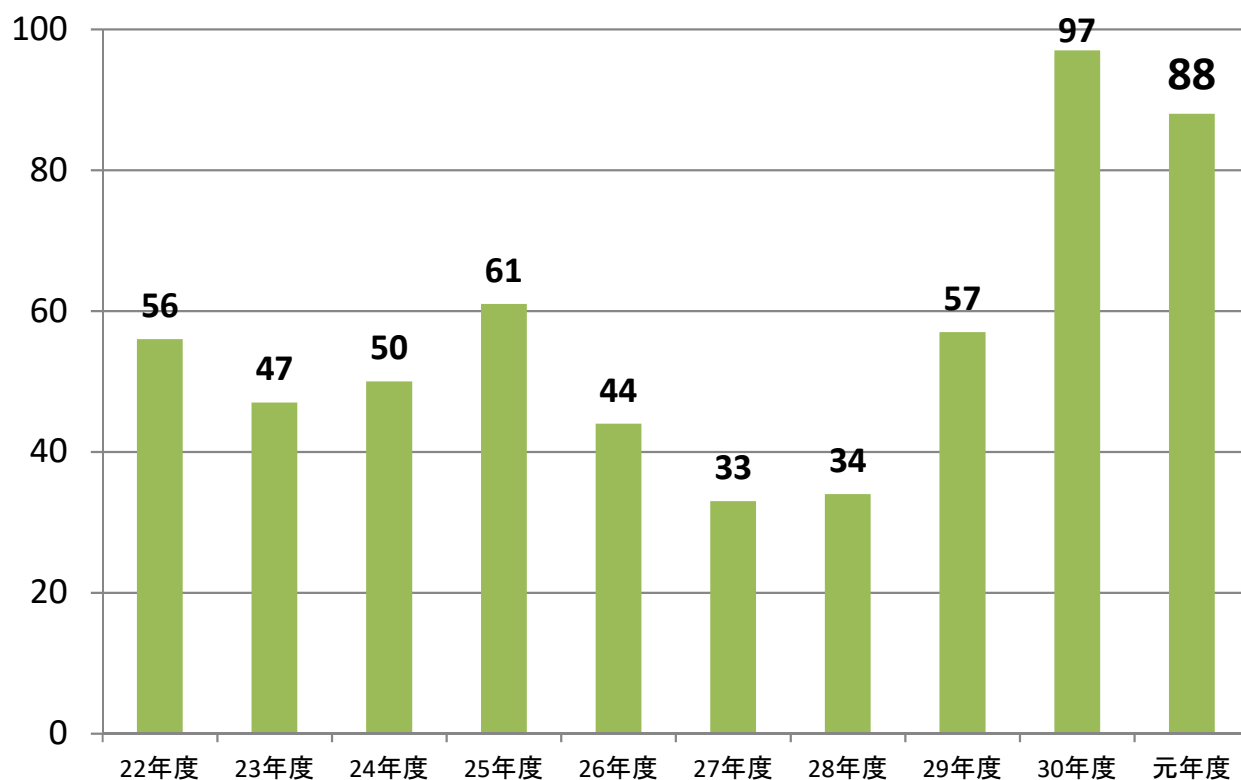
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
解雇	1,221	1,167	831	758	891	831	878	826	716	790
	20.8%	18.9%	14.6%	12.3%	13.1%	12.2%	12.4%	11.4%	10.3%	10.9%
雇止め	233	249	170	179	171	184	163	252	142	143
	4.0%	4.0%	3.0%	2.9%	2.5%	2.7%	2.3%	3.5%	2.0%	2.0%
退職勧奨	632	635	395	493	483	440	492	577	573	535
	10.7%	10.3%	6.9%	8.0%	7.1%	6.5%	7.0%	7.9%	8.2%	7.4%
採用内定 取消	54	73	35	34	38	31	44	34	35	34
	0.9%	1.2%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%
自己都合 退職	480	777	883	1,059	1,302	1,297	1,237	1,319	1,227	1,288
	8.2%	12.6%	15.5%	17.1%	19.1%	19.0%	17.5%	18.1%	17.6%	17.7%
出向・ 配置転換	213	223	171	188	222	238	197	215	227	216
	3.6%	3.6%	3.0%	3.0%	3.3%	3.5%	2.8%	3.0%	3.3%	3.0%
労働条件の 引下げ	671	679	531	460	465	398	479	586	618	576
	11.4%	11.0%	9.3%	7.4%	6.8%	5.8%	6.8%	8.1%	8.8%	7.9%
その他の 労働条件	354	549	847	715	705	784	635	645	718	771
	6.0%	8.9%	14.9%	11.6%	10.4%	11.5%	9.0%	8.9%	10.3%	10.6%
いじめ・ 嫌がらせ	788	842	852	1,148	1,270	1,374	1,486	1,466	1,642	1,786
	13.4%	13.6%	15.0%	18.6%	18.7%	20.2%	21.0%	20.2%	23.5%	24.5%
募集・採用	81	125	95	129	138	118	91	103	79	75
	1.4%	2.0%	1.7%	2.1%	2.0%	1.7%	1.3%	1.4%	1.1%	1.0%
賠償	411	430	392	489	552	498	453	467	437	385
	7.0%	7.0%	6.9%	7.9%	8.1%	7.3%	6.4%	6.4%	6.3%	5.3%
その他	744	423	492	528	565	616	905	778	570	676
	12.6%	6.9%	8.6%	8.5%	8.3%	9.0%	12.8%	10.7%	8.2%	9.3%
内訳延べ 合計件数	5,882	6,172	5,694	6,180	6,802	6,809	7,060	7,268	6,984	7,275
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※ 相談内容別ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

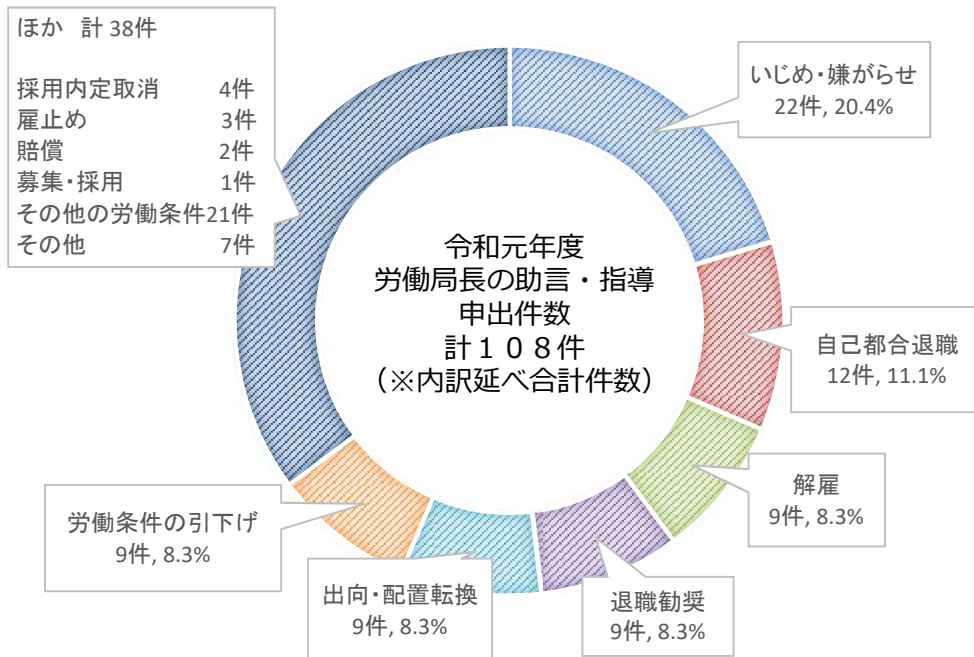
令和元年度 個別労働紛争解決制度の運用状況

2 助言・指導

(1) 申出件数の推移

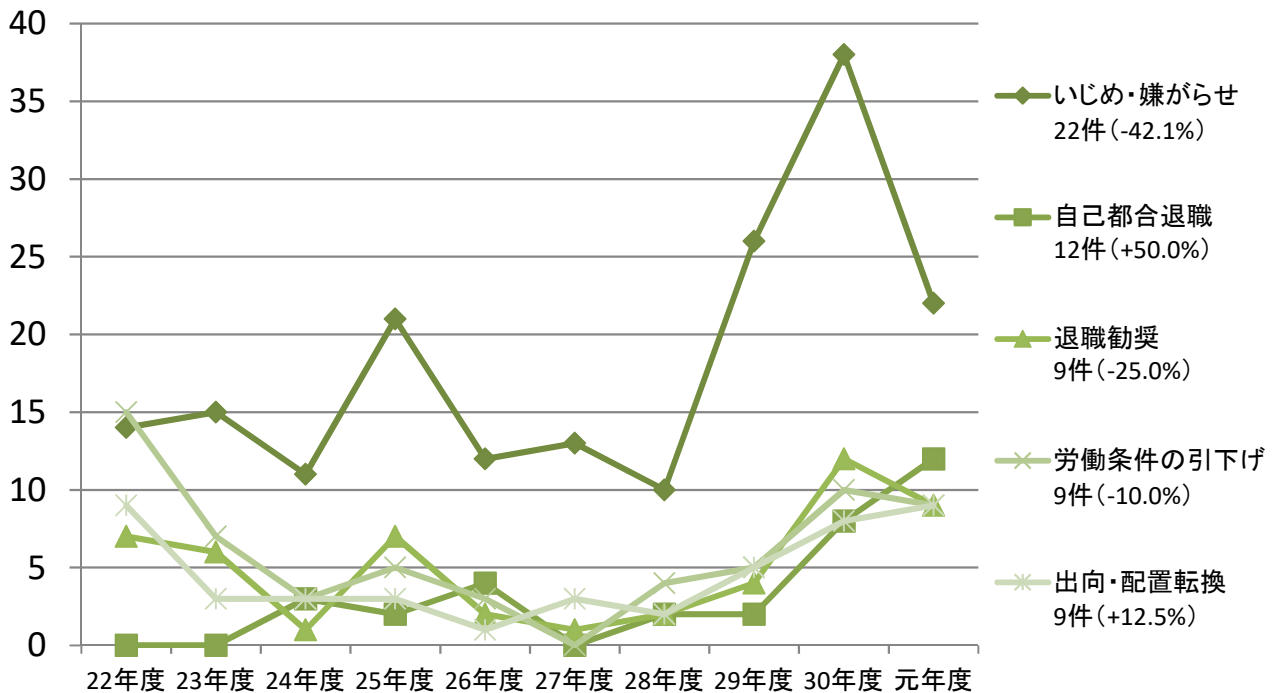


(2) 申出内容別の件数



※ ()内は申出内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件の助言・指導申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申出内容を件数として計上したものの。

(3) 主な申出内容別の件数推移(10年間)



※ ()内は対前年度比。

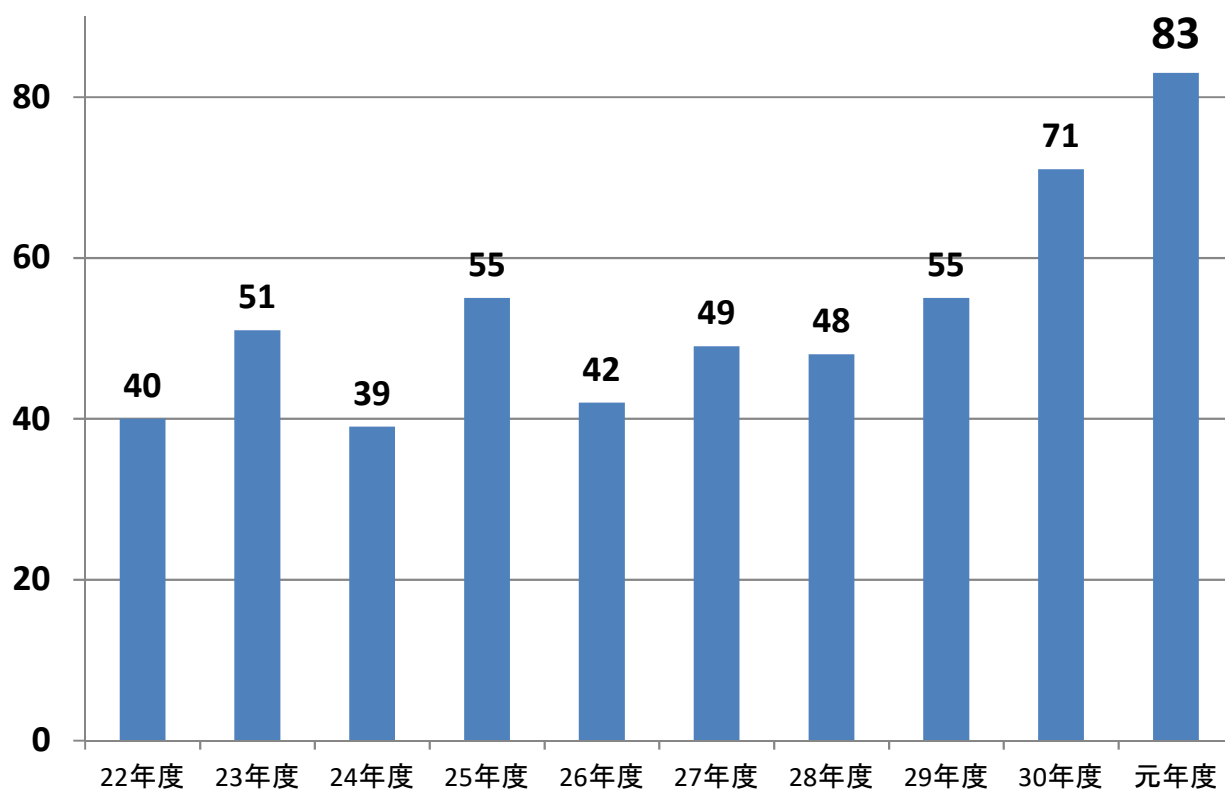
(4) 助言・指導の事例

事例1	いじめ・嫌がらせに係る助言・指導
事案の概要	<p>申出人は、病院で看護師として勤務していたが、大学病院から派遣された医師から、小言や嫌味を日常的に言われていた。上司に相談し、改善を求めたが一向に改善に向けた進展がなかったため、退職を決意した。</p> <p>しかし、同様の理由で退職した労働者が過去に複数名おり、職場の上司・事業主による環境改善は不可能であると判断し、申出人が退職後もこのような環境で後輩等が勤務していくことがいたたまれず、職場環境の改善を求めて、助言・指導を申し出た。</p>
助言・指導の内容・結果	<p>事業主に対し、使用者には職場環境の安全配慮義務があり、環境が改善されないことで被害を被った労働者から賠償等の争いに波及する懸念があること等本事案における問題点を指摘し、必要な対応を行うことについて検討するよう助言した。</p> <p>助言の結果、事業主は、部下からの報告により当該医師の問題行動を把握していたが、所属先の大学病院に相談するも解決策を見い出せずにいたことを認め、早急に対応することを約束した。その後、当該医師が所属する大学病院医局の上司と事業主が協議し、当該医師は異動することになり、職場環境が改善された。</p>
事例2	自己都合退職に係る助言・指導
事案の概要	<p>申出人は、正社員として勤務していたが、退職を決意し、退職の1か月以上前に退職届を提出した。それに対して、事業主は何かと難癖を付けて退職を拒んでいたことから、申出人が対応に困り、助言・指導を申し出た。</p>
助言・指導の内容・結果	<p>事業主に対し、憲法22条で職業選択の自由が保証されていること、民法627条の解約自由の原則によって労働者は労働契約を一方向的に解約することができること、期間の定めのない本件契約では労働者はいつでも解約の申し入れが可能であり、原則として2週間経過後解約の効果が発生すること、さらに本件では就業規則の規定通り退職の1か月以上前に退職届を提出しており、労働者に何らの過失もないことなどを説明し、申出人とよく話し合うよう助言した。</p> <p>助言に基づき、紛争当事者間で話し合いが行われ、当初の退職届どおりの退職日で退職することとなった。</p>

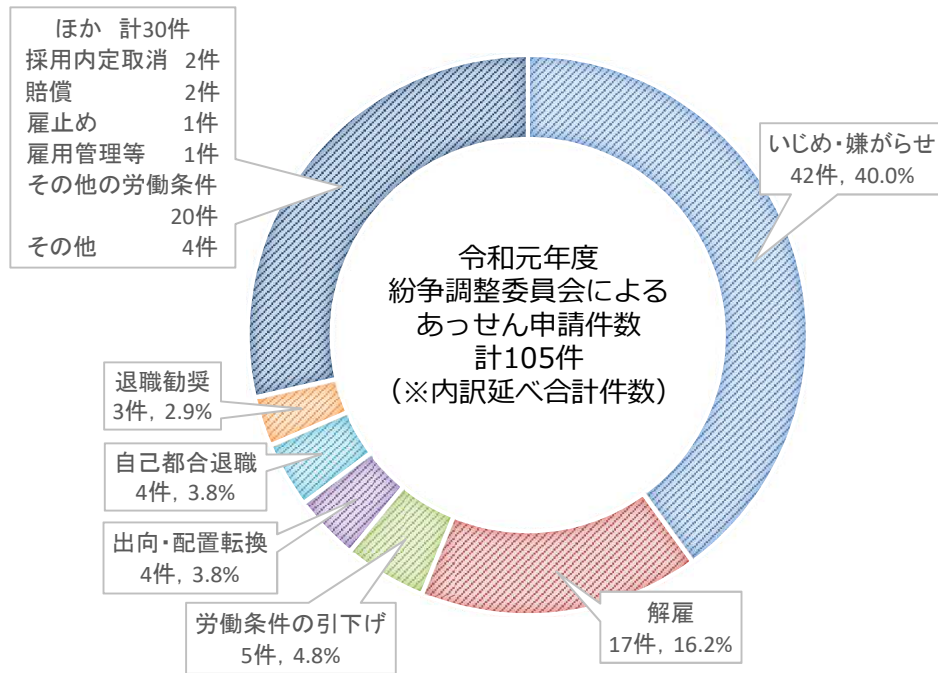
令和元年度 個別労働紛争解決制度の運用状況

3 あっせん

(1) 申請件数の推移

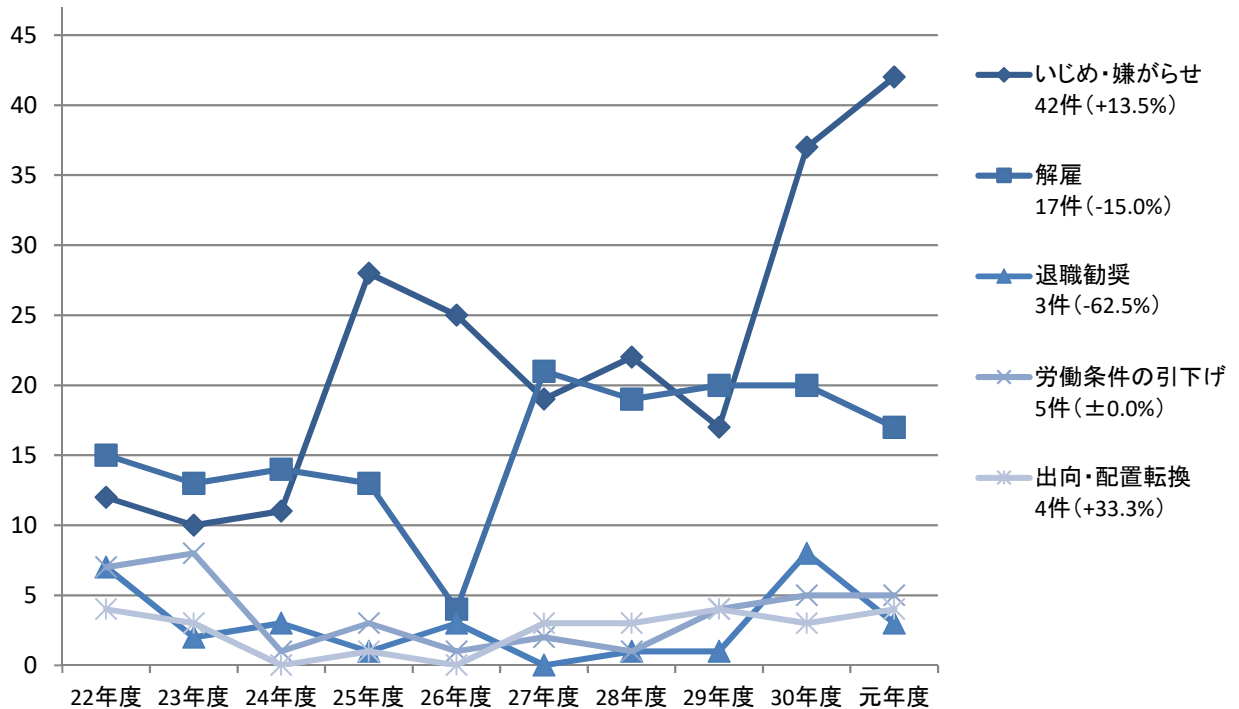


(2) 申請内容別の件数



※ ()内は申請内容の全体(内訳延べ合計件数)に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、1件のあっせん申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合には、内訳延べ合計件数は、複数の申請内容を件数として計上したもの。

(3) 主な申請内容別の件数推移(10年間)



※ ()内は対前年度比。

(4) あっせんの事例

事例1	解雇に係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は、派遣社員として勤務していたが、2ヶ月間病気で休職した。その後、病状が回復したので、職場復帰に向けて派遣元の担当者と打合せを行っていたが、当該担当者との連絡が途絶え、後任の担当者から、派遣元と派遣先にも籍はない旨説明を受けた。</p> <p><u>一方的に予告もなく解雇されたことに対する慰謝料として30万円の支払を求めたい</u>として、あっせんを申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<ul style="list-style-type: none">・ あっせん委員が被申請人の主張を聞いたところ、被申請人は、担当者の対応に非を認めるが、長期の休職になればその部署をあけておくわけにいかず、後任をあてなければ派遣先に責任が果たせないことや、別の派遣先を申請人に紹介したが申請人から拒否されたので、これ以上勤務先を紹介しても解決できないと判断して解雇したことを認め、紛争の早期解決を図りたいとの見解を示した。・ あっせん委員から、早期解決のため双方譲歩可能な解決策を調整した結果、<u>解決金として30万円</u>支払うことで合意が成立し、解決した。
事例2	いじめ・嫌がらせに係るあっせん
事案の概要	<p>申請人は、正社員として勤務していたが、一般職の者（以下「加害社員」という。）から陰で悪口を言われたり、必要以上に仕事を押し付けられたりした。そのことで気が滅入り、通院の結果、抑うつ状態との診断を受けるに至った。その後、年次有給休暇を使って休んでいたが、年次有給休暇を使いきり、診断書を提出して休業に入った。事業主に対して、<u>本来就業して受け取ることができた給料の満額と傷病手当金との差額分の支払、当該加害社員の配置転換等環境の改善を求めたが改善には至らず、上記金銭の支払、当該加害者である社員の配置転換及び職場環境の改善を求めたい</u>として、あっせんを申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<ul style="list-style-type: none">・ あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は当該加害社員とされた者の行為について、業務の適正な範囲内であると主張し、双方の意見に相違があった。また、被申請人から、当該加害社員とされた者は将来幹部となることが期待されており、部下に対する言動に注意するよう指導していくとの主張があった。・ 被申請人が70万円であれば支払いに応じる用意があると主張し、申請人もその金額で解決に応じるとの意向を示したので、あっせん委員が調整し、<u>当面の解決金として20万円、復職後1か月継続勤務した際に追加の解決金として50万円支払う</u>ことで合意が成立し、解決した。

総合労働相談コーナーのご案内

受付時間：9:00～16:30

福島総合労働相談コーナー	〒960-8021 福島市霞町1-46 (福島労働基準監督署内)	TEL 024-503-4859
郡山総合労働相談コーナー	〒963-8025 郡山市桑野2-1-18 (郡山労働基準監督署内)	TEL 024-900-9609
いわき総合労働相談コーナー	〒970-8026 いわき市平字堂根町4-11 (いわき労働基準監督署内)	TEL 0246-81-0068
会津総合労働相談コーナー	〒965-0803 会津若松市城前2-10 (会津労働基準監督署内)	TEL 0242-26-6495
須賀川総合労働相談コーナー	〒962-0834 須賀川市旭町204-1 (須賀川労働基準監督署内)	TEL 0248-75-3519
白河総合労働相談コーナー	〒961-0074 白河市郭内1-124 (白河労働基準監督署内)	TEL 0248-24-1391
喜多方総合労働相談コーナー	〒966-0896 喜多方市諏訪91 (喜多方労働基準監督署内)	TEL 0241-22-4211
相馬総合労働相談コーナー	〒976-0042 相馬市中村字桜ヶ丘68 (相馬労働基準監督署内)	TEL 0244-36-4175
富岡総合労働相談コーナー	〒979-1112 双葉郡富岡町中央2丁目104 (富岡労働基準監督署内)	TEL 0240-22-3003
福島労働局総合労働相談コーナー	〒960-8021 福島市霞町1-46 (福島労働局雇用環境・均等室内)	TEL 024-536-4600 フリーダイヤル(労働者のみ) 0800-8004611

令和元年度個別労働紛争解決制度 総括表

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談		17,213 件			
①相談者の種類					
労働者	9,612 件 (55.8%)	事業主	4,844 件 (28.1%)	その他	2,757 件 (16.0%)
②相談の内訳					
法制度の問い合わせ	10,099 件 (46.7%)	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	3,985 件 (18.4%)	その他	1,846 件 (8.5%)
民事上の個別労働相談	5,679 件 (26.3%)				
2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数		5,679 件			
①相談者の種類					
労働者	4,466 件 (78.6%)	事業主	664 件 (11.7%)	その他	549 件 (9.7%)
②労働者の就労状況					
正社員	1,780 件 (31.3%)	短時間労働者	567 件 (10.0%)	派遣労働者	174 件 (3.1%)
有期雇用労働者	373 件 (6.6%)	その他	2,785 件 (49.0%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が 7,275 件になる。					
普通解雇	559 件 (7.7%)	整理解雇	96 件 (1.3%)	懲戒解雇	135 件 (1.9%)
雇止め	143 件 (2.0%)	退職勧奨	535 件 (7.4%)	採用内定取消	34 件 (0.5%)
自己都合退職	1,288 件 (17.7%)	出向・配置転換	216 件 (3.0%)	労働条件の引下げ	576 件 (7.9%)
その他の労働条件	771 件 (10.6%)	いじめ・嫌がらせ	1,786 件 (24.5%)	雇用管理等	122 件 (1.7%)
募集・採用	75 件 (1.0%)	賠償	385 件 (5.3%)	その他	554 件 (7.6%)
3. 福島労働局長による助言・指導の件数					
(1) 申出件数		88 件			
①申出人の種類					
労働者	87 件 (98.9%)	事業主	1 件 (1.1%)		
②労働者の就労状況					
正社員	51 件 (58.0%)	短時間労働者	20 件 (22.7%)	派遣労働者	1 件 (1.1%)
有期雇用労働者	11 件 (12.5%)	その他・不明	5 件 (5.7%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が 108 件になる。					
普通解雇	6 件 (5.6%)	整理解雇	2 件 (1.9%)	懲戒解雇	1 件 (0.9%)
雇止め	3 件 (2.8%)	退職勧奨	9 件 (8.3%)	採用内定取消	4 件 (3.7%)
自己都合退職	12 件 (11.1%)	出向・配置転換	9 件 (8.3%)	労働条件の引下げ	9 件 (8.3%)
その他の労働条件	21 件 (19.4%)	いじめ・嫌がらせ	22 件 (20.4%)	雇用管理等	0 件 (0.0%)
募集・採用	1 件 (0.9%)	賠償	2 件 (1.9%)	その他	7 件 (6.5%)
(2) 処理件数		88 件			
①処理の区分					
助言を実施	86 件 (97.7%)	指導を実施	0 件 (0.0%)		
取下げ	2 件 (2.3%)	打切り	0 件 (0.0%)	その他	0 件 (0.0%)
②処理の期間					
1か月以内	80 件 (90.9%)	1か月を超えて 2か月以内	8 件 (9.1%)	2か月超	0 件 (0.0%)

4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数

(1) 申請件数		83 件	
①申請人の種類			
労働者	80 件 (96.4%)	事業主	3 件 (3.6%)
		労使双方	0 件 (0.0%)
②労働者の就労状況			
正社員	47 件 (56.6%)	短時間労働者	18 件 (21.7%)
有期雇用労働者	10 件 (12.0%)	派遣労働者	3 件 (3.6%)
		その他・不明	5 件 (6.0%)
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計が 105 件になる。			
普通解雇	11 件 (10.5%)	整理解雇	6 件 (5.7%)
		懲戒解雇	0 件 (0.0%)
雇止め	1 件 (1.0%)	退職勧奨	3 件 (2.9%)
		採用内定取消	2 件 (1.9%)
自己都合退職	4 件 (3.8%)	出向・配置転換	4 件 (3.8%)
		労働条件の引下げ	5 件 (4.8%)
その他の労働条件	20 件 (19.0%)	いじめ・嫌がらせ	42 件 (40.0%)
		雇用管理等	1 件 (1.0%)
賠償	2 件 (1.9%)	その他	4 件 (3.8%)
(2) 処理件数		91 件	
(うち、当事者双方があっせんに参加し、あっせんを開催したもの		50 件)	
①処理の区分			
当事者間の合意の成立	31 件 (34.1%)	〔うちあっせんを開催〕	2 件 (2.2%)
		〔せずに合意したもの〕	
申請の取下げ	4 件 (4.4%)	その他	0 件 (0.0%)
打切り	56 件 (61.5%)	〔うち不参加による〕	34 件 (37.4%)
		〔打切り〕	
②処理の期間			
1か月以内	35 件 (38.5%)	1か月を超えて	36 件 (39.6%)
		2か月以内	20 件 (22.0%)
		2か月超	